




町内清掃を実施する際の注意事項

令和7年10月
下松市環境推進課

1. 町内清掃時の分別、集積について

可燃ごみ	燃える素材でできたもの ※弁当ガラなど、  がついているものでも、汚れている場合は、もやすごみ袋に入れてください	⇒	 もやすごみ袋
	草、剪定枝 ※木は長さ1m、直径20cm以下に切ってください	⇒	袋に入らない草、木等は風で飛ばないようにしてください。
不燃ごみ	燃えない素材でできたもの 〔汚れたペットボトルや空きかん、さびた金属など〕 ※家庭ごみでは資源として収集するものでも、ポイ捨てなどで汚れのついたものはリサイクルできません。	⇒	 埋め立てごみ
	水路の土や泥	⇒	他のごみとは分けて「土(泥)」だけで集積し、なるべく土のう袋に入れてください。

※ごみステーションのそばにごみを集積する場合は、家庭ごみと区別するため、「町内清掃」と張り紙をしてください

※家庭ごみや事業ごみは出さないでください。

※ごみの収集はなるべく早く行いますが、1週間程度かかることがあります。

※交通に支障がない場所、付近にお住まいの方に迷惑のかからない場所に集積してください。

※雨天等で中止する場合は連絡フォーム(<https://logoform.jp/f/FVKwh>)
または、市役所の開庁時間(平日 8:30~17:15)に電話(0833-45-1829)でご連絡ください。



(中止連絡フォームの二次元コード)

2. 草刈機を使用する際の注意点

草刈機の使用による清掃作業中の事故が発生しています。
次の点に注意して安全に作業してください。



(作業の前に…)

- ・ 疲れている時や、身体の調子が悪い時は、作業を控えましょう。
- ・ 作業に適した作業着を着て、保護めがねやゴーグル等の保護具を着用しましょう。

(草刈機を使う前に…)

- ・ 作業場所の地形を確認し、必要に応じて安全対策を講じましょう。
空き缶や石など刃に当たると飛び跳ねる物や、針金やロープといった刃に巻きつく恐れのある物が無いか、事前に確認し、取り除いてください。
- ・ 飛び石の可能性がある場合には、周囲をブルーシートで囲うなど、必ず安全に作業ができる対策を行ってください。

(草刈機の使用中に…)

- ・ 作業中は15メートル以内に人を近づけないようにしてください。
小さい子どもがいる時は特に注意してください。
- ・ 傾斜面での作業は滑りやすく、地面の状態も場所によって異なります。一歩ずつ確認しながら作業を進めてください。

3. 清掃中における事故の見舞金等の請求について

事故無く、ケガ無く、作業が行われることが一番ですが、万が一清掃作業中に起きた事故で病院に通院や入院することになった際は、市役所環境推進課へご連絡ください。

事前に「町内清掃ごみ収集申請書」が提出されていることなど、いくつか条件はありますが、下松市で加入している保険の対象になる可能性があります。保険の審査・申請に必要なもの等は電話にてお伝えします。

☆個人で草刈り機等を用いて行う清掃活動は保険の対象になりません。

(お問合せ)

下松市 環境推進課

TEL:0833-45-1829